

学校において、児童生徒または教職員に
感染者が確認された場合の学級閉鎖等の基準について

児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、保健所等関係機関と相談の上、以下のとおりの対応とします。

(1) 感染拡大の懸念がない場合、臨時休業等は実施しない。

(2) 臨時休業の判断について

学校保健安全法第20条に基づき、新型コロナウイルス感染症のり患者（新型コロナウイルス感染症や類似症状による者）欠席率が約15%に達したときを基準とし、学校医と協議し、学級閉鎖等を実施する。

※学級閉鎖等の臨時休業の対応を実施する場合は、学校より、当該保護者へのメール配信等により周知します。

なお、太字、下線箇所を変更・追記しております。

今後、感染が再流行するなど、感染状況によっては、改めて対応をお願いする場合がありますことをご了承願います。

令和5年5月8日